

さいたま市告示第673号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和7年4月14日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区西堀八丁目319番2
- (2) 指定の年月日 令和7年4月14日
- (3) 指定の番号 第南25-001号
- (4) 道路の幅員 5.00m
- (5) 道路の延長 19.24m